



# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2017 年6月●日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

## 介護保険

### 高額介護サービス費基準改定 8月から一部上限引上げ

8月1日より、月々の介護(介護予防)費用の負担の上限を定めた「高額介護サービス費」の一部改定が実施されます。

#### (1) 高額介護サービス費・月額上限とは

介護保険制度では、一月の介護サービス費自己負担額が一定を超えると、超えた分が払い戻されます。この仕組みを「高額介護サービス費」といいます。

高額介護サービス費月額上限

対象となる方	上限金額 (月額)	
	これまで	8月～
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
一部の方は3年間限定の負担軽減あり		
世帯に市区町村民税を課税されている方がいる世帯の方	37,200円(世帯)	<b>引き上げ</b> 44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない世帯の方	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
そのなかでも、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	15,000円(個人)

#### (2) 月額上限金額が引き上げになる方

「高額介護サービス費」制度において、自己負担額の月額上限は、世帯の課税額等によっていくつかの段階に分けて設定されています。今回自己負担上限金額が変更になるのは、“市区町村民税が課税されている方がいる世帯”に属する方で、8月から月額44,400円に引き上げとなります(左表参照)。

ただし、以下に該当する世帯は負担軽減措置により、年間の上限金額 446,400円(37,200円×12か月)が適用となり、実質的に上限金額が据え置かれます。なお、この負担軽減措置は3年間のみの特設措置のため、4年目以降は月額44,400円となります。

#### -負担軽減に該当する場合-

以下の①、②の両方にあてはまる場合、年間の上限金額 446,400円(37,200円×12か月)が適用となります。

- ① 同じ世帯のすべての65歳以上の方(現時点で介護保険サービスを利用しない方も含みます)の介護保険利用者負担割合が「1割」である
- ② 世帯が現役並み所得者世帯ではない  
現役並み所得者世帯:同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入合計が520万円(単身の場合は383万円)以上の世帯

# 《トピックス》

## 改正NPO法が施行されました！ 内閣府ホームページで変更点確認を

4月1日から改正NPO法（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律）が施行されました。このことにより、いくつか運営上注意が必要な点が発生しています。以下に主な改正点を挙げますので、ご一読下さい。なお、今回の改正についての詳細は内閣府のNPO法関連ホームページに掲載されていますので、あわせてご確認下さい。

### 改正NPO法おもな改正点概要

#### （１）認証申請の添付書類の縦覧期間が短縮になります

NPO設立時に所轄庁が行う認証申請の添付書類の縦覧期間が、現行の2か月から1か月に短縮されました。また、定款変更の申請、合併の認証の申請の場合の縦覧期間も2か月から1か月にになりました。

#### （２）貸借対照表の公告が必要になります

NPO法人は、毎年度、貸借対照表を公告することになりました。

公告の方法は、次の①～④の方法のいずれかの方法となります。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む。）
- ④ 公衆の見やすい場所に掲示する方法

#### （３）内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大

所轄庁およびNPO法人は、内閣府ポータルサイトにおいて、積極的な情報の公表に努めることが求められています。

#### （４）事業報告書等の備置期間が延長になりました

事務所に事業報告書等を備え置く期間が、これまでの「翌々事業年度の末日までの間」（約3年間）から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約5年間）に延長になります。

この備え置き期間の延長は、今年の4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から適用になります。例えば、4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成29年度の事業報告書等から対象となります。

なお、備え置き期間延長の対象となる書類は次のとおりです。

- ・全事業年度の事業報告書
- ・活動計算書
- ・貸借対照表
- ・財産目録
- ・年間役員名簿
- ・社員名簿（全事業年度末実における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面）

また、NPO法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧・謄写できる期間についても、これまでの「過去三年間」から「過去五年間」に延長することになりました。

上記についての詳細、および認定(仮認定)NPO法人等を対象とした改正点については内閣府NPO法人ポータルサイトでご確認ください。以下のURLよりアクセスできます。

内閣府NPOホームページ  
<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>

## 東京 タクシー初乗り値下げの効果 410円以下の短距離利用 36%増加

本年1月末より、東京のタクシー運賃は初乗りが730円から410円に引き下げられるとともに、中長距離利用の運賃が引上げられました。この新運賃導入の効果について、国土交通省は短距離でのタクシー利用が促進され、タクシー会社の収入全体についても増加したと発表しました。

国土交通省によると、東京のタクシー会社19社の1月末～3月末の運送実績について昨年同時期と比較すると、運送回数は全体で6%増加し、特に初乗り運賃(410円以下)の利用者は36%増加しているとのことです(下表参照)。運送収入については、全体で3%増加したと発表しています。

国土交通省では、新運賃導入により短距離でのタクシー利用が促進され、タクシー需要の喚起につながったものとしてこの効果を肯定的に受け止めるとともに今後もより効果が拡大することを期待しています。

1日1車あたり運送回数(1月末～3月末/走行距離2km以下)

運賃	2017年	2016年	増減
410円	1.9回	1.4回	35.7%
490円	1.5回	1.2回	25.0%
570円	1.8回	1.5回	20.0%
650円	1.9回	1.7回	11.8%
730円	1.8回	1.7回	5.9%
合計	8.9回	7.5回	18.7%

## 《事務局より》

### ■活動状況報告書の提出について(お願い)

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。

通院送迎事業所の皆さまにはお手数ですが、引き続き、活動状況報告書のご提出につ

いてご協力をお願いいたします。

事務局にとって、活動状況報告は日頃の皆様の活動や状況、要望を知ることができる大切な報告書です。お忙しいところ恐れ入りますが、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ■全腎協 講師派遣制度をご活用下さい!

全腎協では腎友会・送迎事業所の立ち上げを検討している方を対象に、勉強会、講演会への講師派遣を行っております。希望開催日の2ヶ月前までに、“通院送迎の講師派遣希望”として、全腎協事務局・送迎担当までお電話下さい。その際、テーマと講師についてご希望をお聞かせ下さい。

#### 【テーマ】

- 全腎協通院介護支援事業の歴史
- 福祉有償運送とは
- 送迎事業所の開設ノウハウ
- 介護保険と通院送迎
- デマンド型交通導入のノウハウ  
～地域ぐるみの送迎システム構築について～
- 富山型デイサービスとは ほか

#### 【講師】

馬場 享 通院介護委員(全腎協会長)  
秋山 祐一 通院介護委員長(全腎協専務理事)  
金子 智 通院介護委員(全腎協常務理事)  
池田 充 通院介護委員 ほか

#### 【お申し込み方法】

希望開催日の2ヶ月前までに、“通院送迎の講師派遣希望”として、全腎協事務局・送迎担当までお電話下さい。その際、テーマと講師についてご希望をお聞かせ下さい。

TEL: 03-5395-2631

